

錦江町森林の整備保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内の森林の皆伐が進むとともに皆伐後に再造林されず放置される森林が増加し、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能が低下することが懸念される現状に鑑み、町内の森林の整備保全に関し、森林所有者等の責務を明らかにするとともに、森林の土地所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、次の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた大隅地域森林計画の対象区域のうち、錦江町内の対象区域をいう。

2 この条例において「森林所有者等」とは、町内に存する森林の土地及び立木について、所有権若しくは地上権、地役権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「森林所有権等」という。）を有する者をいう。

(森林所有者等の責務)

第3条 森林所有者等は、当該森林所有権等に係る森林の適正な管理経営を行うことにより、当該森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能の維持増進に努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能の維持増進に関する施策を効果的に推進するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能の重要性に関する理解を深め、県及び町が実施する森林の整備保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、助言等)

第6条 町長は、水資源及び国土保全などの多面的機能の保全を図るため、森林所有者等からの相談に応じるとともに、必要な助言、指導及び情報の提供を行うものとする。

(土地所有権等の移転等の届出)

第7条 森林所有者等は、当該森林所有権等の移転又は設定をする契約（予約を含む。以下「森林売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該森林売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げ

る事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 森林売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 森林売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - (3) 森林売買等の契約に係る森林所有権等の種別及び内容
 - (4) 森林売買等の契約を締結しようとする年月日
 - (5) 森林売買等の契約に係る森林所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、森林売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団である場合その他規則で定める場合には、適用しない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して森林売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

（報告の徴収、立入調査等）

- 第8条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項又は第3項の規定による届出をした者（次条第1項及び第2項において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。
- 2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水資源及び国土保全などの多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言）

- 第9条 町長は、第7条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水資源及び国土保全などの多面的機能の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。
- 2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る森林の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達するものとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、第1項の届出に係る森林の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、

同項の事項について助言を行うことができる。

(勧告)

第 10 条 町長は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 8 条第 1 項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 8 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第 11 条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条から第 10 条までの規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 7 条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して 30 日を経過した日以降に森林売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。